

本文中に記載がないものは、原則として、対象どなたでも、費用無料、申込不要。
 区 地区市民センター、出 出張所、進 生涯学習センター、参 うつのみや表参道スクエア、HP ホームページ、Eメールアドレス、地域自治センター、地域コミュニケーションセンター、活 市民活動センター

年金生活者等支援 臨時福祉給付金（高齢者向け）

支給の対象となる可能性がある人へ、4月25日から書類を郵送します

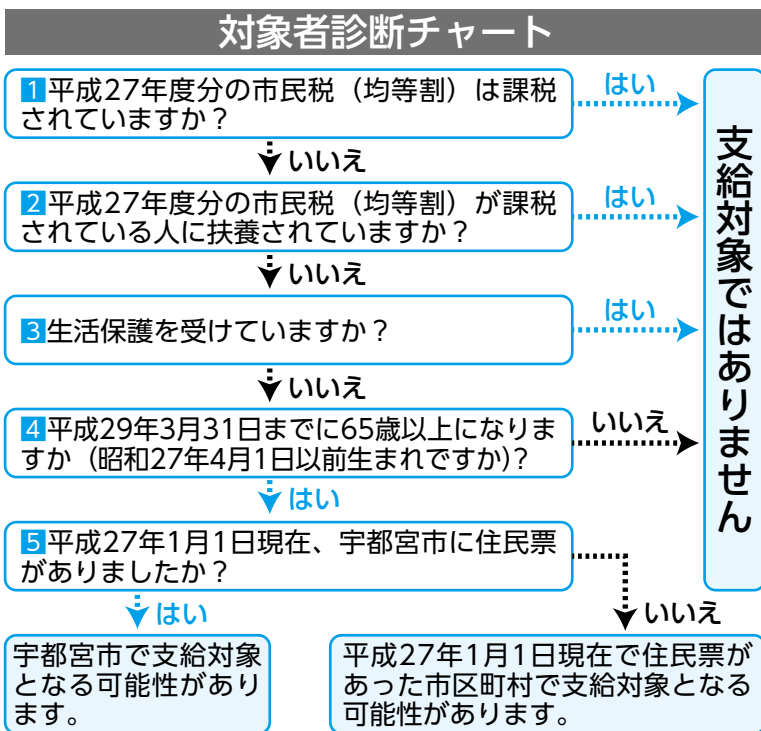


▲厚生労働省給付金キャラクター「カクニンジャ」

賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の低い高齢者を対象に、給付金を支給します。支給の対象となる可能性のある人へ4月25日から申請書を郵送しますので、必要事項を書き、提出してください。

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

▽国・県・市職員などが、銀行やコンビニエンスストアなどの現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。
 ▽国・県・市職員などが「年金生活者等支援臨時福祉給付金（高齢者向け）」の支給のために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
 ▽自宅や職場などに不審な電話がかかってきたら、市消費生活センター（馬場通り4丁目・参5階）☎(616)1547や最寄りの警察署へご連絡ください。



4月26日から給付金の受け付けを開始します

■対象 次の全てに該当する人。①基準日（平成27年1月1日）現在、宇都宮市に住民票がある②平成27年度分の市民税（均等割）が課税されていない③平成29年3月31日までに65歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）。

ただし、平成27年度分市民税の課税者に扶養されている人や生活保護受給者などを除く。

■支給額 対象者1人当たり3万円（1回限り）。

■申請

▽期間 4月26日～7月29日（消印有効）。

▽郵送の場合 〒320-8540 市役所臨時福祉給付金実施本部へ。

▽直接の場合 市役所1階市民ホール（6月20日以降は16階中会議室）または各区域・区・団で、平日、午前8時30分～午後5時15分に受け付け。ただし、バンパは午前10時～午後7時に受け付け。

よくある質問と答え

■質 平成27年度分の臨時福祉給付金の申請をしていれば、自動的に給付され

ますか。

■答 対象となる場合は、改めて申請する必要があります。

■質 基準日（平成27年1月1日）より後に宇都宮市に転入した場合、宇都宮市で支給されますか。

■答 基準日に住民票があった市区町村で支給されます。

■質 年金を受給していないと、対象にならないのですか。

■答 年金の受給にかかわらず、対象の要件を満たせば支給されます。

■問 臨時福祉給付金実施本部 ☎(634)5172

◎家内労働委託状況届の提出は4月30日まで 家内労働者へ内職などを委託している事業主は、家内労働法による委託者になりますので、委託状況届の提出が必要です。これは毎年4月1日現在の家内労働者数などについて、労働基準監督署を経由して栃木労働局に届け出るものです。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室☎(634)9109または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。